

令和 9 年度 離職者等再就職訓練事業 「長期高度人材育成コース」企画提案募集要領

1 事業の概要

公共職業安定所に求職申込みを行い、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者を対象とした公共職業訓練として、離職者等再就職訓練事業「長期高度人材育成コース」を行うための企画提案を募集する。

2 訓練の種類及び内容

(1) 訓練の種類は、専門人材養成コースとする。

(2) 訓練の内容は、次に該当すること。

国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下に該当する職業訓練を実施するものであること。なお、①及び②については、訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする。

- ① 公的職業資格のうち国家資格の取得を訓練目標とするもの
- ② 経済産業省により公表されている「ＩＴスキル標準（ＩＴＳＳ）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル２相当以上の資格取得を目標とするもの
- ③ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成２５年文部科学省告示第１３３号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの
- ④ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

また、各訓練コースについては以下のとおりとする。

ア 介護福祉士養成コース

厚生労働大臣の指定を受けた介護福祉士の養成課程であるもの

イ 保育士養成コース

厚生労働大臣の指定を受けた保育士の養成課程であるもの

ウ 専門人材養成コース

ア、イのいずれにも該当しないもの

(3) 募集訓練の一覧

訓練の内容	実施地区	期 間	開講月
専門人材養成コース	県内	2 年	令和9年4月

※募集定員については国の予算・計画、企画提案内容や訓練実績等を勘案し別途設定の上、採択された訓練科の委託先候補者に通知する。

(4) 企画提案を募集する所管校及び所管地区

所管校：西部高等技術校

所管地区：浜田市、益田市、江津市、邑智郡、鹿足郡

3 応募者の資格

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 島根県内に本社又は営業所等を有していること。
- (2) 島根県内に教育訓練施設を有していること。
- (3) 教育訓練機関等のこれまでの事業実績等から、安定した事業運営が可能と認められ、過去において高い就職実績（正社員就職率80%以上）を有していること。
なお、この要件に該当していない場合は、別途協議する。
- (4) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であり、カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、パソコンが1人1台の割合で設置されていること、及びソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。
- (5) 教育訓練を実施するに当たり、個人の権利、利益を侵害することがないように個人情報等の適切な管理・運営を行うことができる者であること。
- (6) 島根県税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札も参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (10) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、企画提案書の提出期

限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(11) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立て行われている者でないこと。

(12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(13) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(14) その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと島根県が判断した者でないこと。

(15) 企画提案にかかる説明会に参加すること。

日時：令和8年8月25日（火） 10:00～

場所：浜田合同庁舎501会議室

4 委託内容等

別添「令和9年度離職者等再就職訓練事業 『長期高度人材育成コース』仕様書」のとおり

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書は、訓練実施予定科目ごとに作成・提出すること。

(2) 企画提案書提出後の内容変更、差し替えは原則として認めない。

(3) 企画提案書（様式1～11）及び添付資料は、以下の内容とする。

【企画提案書】

- ① 離職者等再就職訓練事業企画提案書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 訓練実施施設の概要・運営体制（様式3）
- ④ 委託訓練の要素別点検表（様式4）
- ⑤ 訓練実施施設の就職支援体制・就職実績（様式5）
- ⑥ 委託訓練カリキュラム（様式6）
- ⑦ 講師名簿（様式7）
- ⑧ 使用教材等一覧（受講生が必要とするもの）（様式8）
- ⑨ 訓練実施経費 積算内訳書（様式9）
- ⑩ 単価算定資料（訓練実施経費と本科生授業料等の比較表）（様式10）

⑪ 日別計画表（様式 1 1）

【添付資料】

- ⑫ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）
- ⑬ 県税事務所が発行する県税（全税目）に係る納税証明書
（滞納がない事の証明書。発行日から 3 か月以内のもの）
- ⑭ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書
（滞納がない事の証明書。発行日から 3 か月以内のもの）
- ⑮ 雇用保険適用事業所設置届（写） ※雇用保険への加入義務がある場合
- ⑯ 職業紹介の許可を証明する書類（写） ※許可を受けている場合
- ⑰ 実施施設紹介パンフレット等
- ⑱ 施設案内略図、教室等配置図（様式任意）
- ⑲ 養成施設等の指定通知書（写）
- ⑳ 職業実践専門課程の認定を証明する書類（写）
- ㉑ キャリアコンサルタント登録証（写）、キャリアコンサルティング技能士
（1 級又は 2 級）登録証（写）、職業訓練指導員免許証（写）

（4） 企画提案書の提出等

ア 企画提案書提出先

提出先：島根県立西部高等技術校

住 所：〒698-0041 益田市高津四丁目7-10

電 話：0856-22-2450

Eメール：seibukotogi@pref.shimane.lg.jp

イ 提出方法

島根県立西部高等技術校まで持参又は郵送による。郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。併せて、電子データをEメールで提出すること。

ウ 提出部数

企画提案書 正本1部、副本（正本写）2部

添付資料 1部

エ 提出期限

令和8年9月17日（木） 17時 必着

6 委託先候補の選定方法

- （1） 「離職者等再就職訓練事業」選定委員会（以下「選定委員会」という。）により委託先候補の選定を行う。
- （2） 選定に当たり、提出された企画提案書の内容等を確認するため、実態調査を行う場合がある。
- （3） 選定結果は、企画提案者全てに通知する。

- (4) 選定結果通知日
令和8年10月中旬

7 失格条項

次の各号に該当した場合は、提案は無効とする。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合。
- (2) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合。

8 契約について

- (1) 選定委員会においては、あくまで委託先候補を選定するものであり、当該事業の契約を保証するものではない。
- (2) 契約の内容等については、選定委員会において委託先候補として選定された者に対して別途協議を行う。
- (3) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

9 その他

- (1) この要領に定めのないものは島根県立西部高等技術校と協議すること。
- (2) 企画提案等書類の作成、提出、応募等に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 本事業の実施について国との協議が整わない場合、又は令和9年度島根県予算において本事業に係る予算が成立しない場合は、本企画提案募集に係る手続は無効とする。その場合においても、当該応募に係る経費について、島根県において補償は行わない。
- (4) 国の「委託訓練実施要領」の改正に伴い、本要領及び募集の内容が変更となる場合がある。

附 則

この要領は、令和8年8月17日から適用する。